

審査意見への対応を記載した書類（9月）

（目次）大学院保健医療学研究科 保健医療学専攻(M)

【設置の趣旨・目的等】

1. 【第一次専門審査意見1（1）への回答について】

第一次専門審査意見1（1）として「1. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。」という審査意見は付していないため、「審査意見への対応を記載した書類（6月）」における第一次専門審査意見1（1）への対応を適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

【その他】

2. 【第一次専門審査意見への回答について】

「第一次専門審査意見への対応を記載した書類（6月）（本文）」において、例えば、p.14「・・・理学療法学分野では、経頭蓋直流電気刺激（iDCS）装置、筋機能解析装置（Biodex system 4）・・・」と記載しているが、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」等の申請書類に適切に反映されていない点が散見されることから、適切に反映させた上で、第二次専門審査意見への対応について追記等を行うこと。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

3. 【第一次専門審査意見への回答について】

申請書類について、例えば、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」のp.27「2）社会人入試」では「保険・医療を基盤とした・・・」と記載しており、誤記が見受けられる。申請書類の誤記について、網羅的に確認した上で、適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・P.7

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

4. 【第一次専門審査意見10への回答について】

「審査意見への対応を記載した書類（6月）（本文）」及び「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」の「資料13」では、本学と基本理念を同一とする国際医療福祉大学大学院における関連グループ職員の入学者数や修了者の就職先に関する説明に留まっており、本研究科が養成する人材の社会的需要に関する具体的な説明や関連する資料は示されていないため、依然として本研究科が養成する人材に対する社会的需要が客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づいて説明されているとは判断することができない。このため、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」において、地域特性や全国的な社会的背景を理由に本研究科の設置の必要性を説明していることを踏まえ、本研究科が養成する人材の社会的需要について、客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づき、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・P.9

(是正事項) 大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 (M)

1. 【第一次専門審査意見1 (1) への回答について】

第一次専門審査意見1 (1) として「1. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。」という審査意見は付していないため、「審査意見への対応を記載した書類 (6月)」における第一次専門審査意見1 (1) への対応を適切に改めること。

(対応)

審査意見1. を踏まえ、以下のとおり説明・修正する。

(説明)

ご指摘のあった「1. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。」という部分は誤記載であり、設置認可申請書作成の作業の過程で生じたミスである。

今回、審査いただく皆様に混乱を生じさせ、多大なご迷惑をおかけしてしまったことを陳謝申し上げます。

ついては、第一次審査意見1 (1) への回答において誤記載のあった部分につき、以下の新旧対照表のとおり修正することで対応する。

(新旧対照表) 審査意見への対応を記載した書類 (6月) (本文) (P.4)

新	旧
(1)「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「【1】設置の趣旨及び必要性」において、「本学大学院保健医療学研究科は、建学の精神に基づき、保健医療福祉に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を養成することを目的とする」と説明しているが、学校教育法第99条の条文をそのまま転記していることから、本研究科としての具体的な教育研究上の目的が判然としない。このため、本研究科が掲げる教育研究上の目的について、改めて具体的かつ明確に説明するとともに、適切に改めること。	(1)「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「【1】設置の趣旨及び必要性」において、「本学大学院保健医療学研究科は、建学の精神に基づき、保健医療福祉に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を養成することを目的とする」と説明しているが、学校教育法第99条の条文をそのまま転記していることから、本研究科としての具体的な教育研究上の目的が判然としない。このため、本研究科が掲げる教育研究上の目的について、改めて具体的かつ明確に説明するとともに、適切に改めること。 <u>1. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。</u>

(新旧対照表) 審査意見への対応を記載した書類 (6月) (本文) (P.5)

新	旧
右記全文を削除	後段の「1. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。」については、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の P.13、「7) 学修成果の評価の方針」に詳述している。なお、この箇所全体は、1) 養成する人材像、2) ディプロマ・ポリシー、3) カリキュラム・ポリシー、4) カリキュラムマップ、5) 履修モデル、6) カリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラム編成、7) 学修

成果の評価の方針、8) アドミッション・ポリシーで構成している。ご指摘に該当する「学修成果の評価の方針」は、以下に全文を掲載する。

7) 学修成果の評価の方針

学修成果の評価の方針は、機関レベル（大学院全体）、教育課程レベル（専攻）、科目レベル（授業）の3段階で、入学前後、在学中、卒業時、卒業後で各評価項目を定める。

1. 機関レベル（大学院全体）では休退学率、就職率、進学率、アンケート（修了時、就職先）など調査に基づいて修得状況进行评估する。
2. 教育課程レベル（専攻）ではポートフォリオ、学位論文審査、修得単位などであり特に修士論文の成果などで評価する。
3. 科目レベル（授業）では学修到達アンケート、ポートフォリオ、成績評価、修得状況などを評価する。

学修成果の評価としては、直接評価と間接評価、量的評価と質的評価を科目により組み合わせて多角的に評価を行う。特に研究指導及び論文評価においてはリサーチ・ルーブリック、学生及び指導教員の学修到達アンケートを用いて評価をする。同時に、年に2回、指導教員との学修進捗面談では、これらの情報を用いて、研究の進行状況・学修状況をお互いに把握し、今後の指導の方針を決定する。また、今後の方針、改善策などを研究科長に報告し、常に改善を行っていく。

なお、「設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）」の資料11に論文評価基準（ルーブリック）を掲載しているのでご参照頂きたい。

(是正事項) 大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 (M)

2. 【第一次専門審査意見への回答について】

「第一次専門審査意見への対応を記載した書類 (6月) (本文)」において、例えば、p.14 「・・・理学療法学分野では、経頭蓋直流電気刺激 (iDCS) 装置、筋機能解析装置 (Biodex system 4)・・・」と記載しているが、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」等の申請書類に適切に反映されていない点が散見されることから、適切に反映させた上で、第二次専門審査意見への対応について追記等を行うこと。

(対応)

審査意見 2. を踏まえ、以下のとおり説明、追記する。

(説明)

ご指摘を踏まえ、新設の大学院における教育研究は、各学科の研究室や機器を用いて行うこととしており、各学科には教育課程に必要な最新鋭の教育研究用の機器が整備されている旨を、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「【12】施設・設備等の整備計画」の「(3) 使用目的別の整備」、「4) 研究室等」に追記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P. 38)

新	旧
<p>4) 研究室等</p> <p>本館教員研究室は1階に学長室、副学長室、学部長室、及び各科の共同研究室を配置し、7階には、個人研究室24室、合同研究室3室及び学生の自学自習や反転授業を後押しするため、教員が学生の教材を作成するための教材画像情報処理室を配置している。</p> <p>2号館教員研究室は、6階に、個人研究室16室、合同研究室1室、7階に、個人研究室10室、合同研究室1室を配置している。</p> <p>Mタワーには、8階に313㎡ある合同研究室を置いている。</p> <p>新設の大学院における日々の教育研究は、各学科の研究室や機器等を用いて行う。各学科には以下のとおり教育課程に必要な最新鋭の設備及び機器が整備されており、支障なく教育研究を実施する体制は整っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・理学療法学分野：<u>経頭蓋直流電気刺激 (iDCS) 装置、筋機能解析装置 (Biodex system 4)</u>・作業療法学分野：<u>体組成計、運動機能分析装置 (タニタ社製 MC-7801A-N, ザリッツ BM-220)、64ch アクティブ脳波計 (actiChAmp)、経頭蓋磁気刺激装置 (DuoMAG MP-Quad)</u>・視能訓練学分野：<u>Laser speckle flowgraphy、Optical coherence tomography (OCT) & OCT-angiography</u>・看護学分野：<u>動画撮影「GoPro セット」、動画編集ソフト「Power Director」、デブリーフィング&データ管理システム Skills Album 「ふりかえ朗」</u>	<p>4) 研究室等</p> <p>本館教員研究室は1階に学長室、副学長室、学部長室、及び各科の共同研究室を配置し、7階には、個人研究室24室、合同研究室3室及び学生の自学自習や反転授業を後押しするため、教員が学生の教材を作成するための教材画像情報処理室を配置している。</p> <p>2号館教員研究室は、6階に、個人研究室16室、合同研究室1室、7階に、個人研究室10室、合同研究室1室を配置している。</p> <p>Mタワーには、8階に313㎡ある合同研究室を置いている。</p>

また、審査意見 (第1次) の1の (3) でご指摘のあったカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの対応関係に関する説明につき、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の、

「(5)保健医療学研究科保健医療学専攻設置の必要性」の「8) アドミッション・ポリシー」に追記のうえ、資料を添付することとし、以下のとおり訂正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P. 14)

新	旧
<p>8) アドミッション・ポリシー</p> <p>①福岡国際医療福祉大学の建学の精神を十分理解し、保健、医療の高い専門知識・技能を学修する意欲を有し、生命の尊厳、生命の平等に基づいて行動できる人</p> <p>②保健・医療の専門分野で臨床、研究、教育に問題意識、課題を持ち、科学的に証明し、健康、障害回復に貢献する意欲のある人</p> <p>③保健・医療を基盤とした実践的リーダー、管理者、大学の教員、教育研究者を目指す人</p> <p><u>カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの対応関係につき、これを示す資料を添付する。</u></p> <p>【資料 9-1】福岡国際医療福祉大学大学院保健医療学研究科におけるカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの対応関係</p>	<p>8) アドミッション・ポリシー</p> <p>①福岡国際医療福祉大学の建学の精神を十分理解し、保健、医療の高い専門知識・技能を学修する意欲を有し、生命の尊厳、生命の平等に基づいて行動できる人</p> <p>②保健・医療の専門分野で臨床、研究、教育に問題意識、課題を持ち、科学的に証明し、健康、障害回復に貢献する意欲のある人</p> <p>③保健・医療を基盤とした実践的リーダー、管理者、大学の教員、教育研究者を目指す人</p>

さらに、審査意見 (第 1 次) の 3 でご指摘のあった研究指導教員の決定から学位論文の審査に至るまでの具体的なスケジュールにつき、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「【5】教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の「(1) 教育方法」に追記のうえ、資料を添付することとし、以下のとおり訂正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P. 19)

新	旧
<p>○ 研究及び学習環境 (略)</p> <p><u>○研究指導教員の決定から学位論文の審査に至るまでの具体的なスケジュール</u></p> <p><u>まず、大学院進学希望者には全員事前相談を課す。事前相談は各分野の窓口担当教員や大学院担当事務が電話や電子メールで対応する。次に大学院生予定者が検討している研究テーマや研究内容が指導予定教員の専門領域と合致しているか検討し、研究指導予定教員に打診する。以後、出願時に必要な研究計画書を大学院生予定者が作成し、研究指導予定教員が添削したうえで出願する。そのやりとりは、学部学生であれば研究指導予定教員と直接面談の上、行う。また、社会人の入学希望者や遠方に居住している場合は、電話や電子メール等の通信手段を活用して研究計画書作成作業を進める。</u></p> <p><u>事前相談を行った研究指導予定教員の氏名を出願書類に記載したうえで出願する。</u></p> <p><u>入学後、研究指導教員 (主担当) を通知する。併せて、研究指導教員 (副担当) の希望を院生から受け、決定する。なお、諸般の事情により研究指導教員を変更する必要が生じる場合は、研究科委員会で</u></p>	<p>○ 研究及び学習環境 (略)</p>

審議の上、決定することとする。

大学院生は1年次の11月と2年次の6月に研究報告会の場で研究発表を行うことが義務付けられている。そこで必要な題目登録や研究計画書の提出は、「審査意見資料2」で示すとおりの流れである。2度の研究報告会を経て、指導教員以外の大学院教員や他の院生からの指摘、批判等を踏まえ、各自の研究内容を深めた上で修士論文を完成させ、2年次の12月上旬には修士論文を提出する。

修士論文提出後、12月中旬には修士論文の審査が始まる。学位論文の審査と口頭試験が、それぞれ3名の審査員によって行われる。審査員は大学院保健医療学研究科会議において、研究指導教員を除く大学院専任教員の中から3名を選任し、1名は主任審査員(主査)、その他2名を副審査員(副査)とし、3名のうち1名は他の分野の教員から選任する。研究指導教員も副指導教員も審査員にはなれない。審査員による論文審査と口頭試験に合格した者は、修士学位論文発表会を経て、研究科委員会による最終合否判定を受ける。最終合否判定において「合」と判定された場合に、学位が授与される。

【資料 11-1】 本学大学院における研究指導教員決定から学位審査に至る流れ

(是正事項) 大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 (M)

3. 【第一次専門審査意見への回答について】

申請書類について、例えば、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p.27「2) 社会人入試」では「保険・医療を基盤とした・・・」と記載しており、誤記が見受けられる。申請書類の誤記について、網羅的に確認した上で、適切に改めること。

(対応)

審査意見 3. を踏まえ、以下のとおり説明、修正する。

(説明)

申請書類中の誤記について網羅的に確認したところ、以下の誤りがあったので修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P.5)

新	旧
○理学療法士の現状 理学療法士は、国家試験合格者累計が約 21 万人を超え、多くの施設で多数の理学療法士が勤務している状況である。	○理学療法士の現状 理学療法士は、国家試験合格者累計が約 21 万人を超え、多くの施設で <u>多くの</u> 多数の理学療法士が勤務している状況である。

新	旧
○理学療法士の現状 (略) このことは指導者となる機会が多くなる一方で、指導者自体の不足および組織運営、マネジメントなどの方法などの教育が十分なされていない懸念がある。	○理学療法士の現状 (略) このことは指導者となる機会が多くなる一方で、指導者自体の不足および <u>が</u> 組織運営、マネジメントなどの方法などの教育が十分なされていない懸念がある。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P.9)

新	旧
2) ディプロマ・ポリシー (略) ③については、チーム医療の現場の中で、それぞれの専門職で培われたプロフェッショナル意識をベースに、他の職種の発想や視点、課題解決に向けた思考などを理解し、課題解決に向けて協働できる人材を育成する。	2) ディプロマ・ポリシー (略) ③については、チーム医療の現場の中で、それぞれの専門職で培われたプロフェッショナル意識をベースに、他の職種の発想や視点、課題解決に向けた思考などを理解し、課題解決に向けて協働できる人材を育成する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P.21)

新	旧
(2) 履修方法とその指導 (略) また、研究指導教員が科目履修についてもアドバイスをを行い、効果的な学習の実現に <u>努</u> める。	(2) 履修方法とその指導 (略) また、研究指導教員が科目履修についてもアドバイスをを行い、効果的な学習の実現に <u>務</u> める。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P. 28)

新	旧
<p>2) 社会人入試 (略)</p> <p>3年以上の経験がある人が該当するため、臨床実習指導者、新人教育のプリセプターから、10年以上の経験者も考慮してリーダーの養成、学校での専門教育の教員などが該当する。アドミッション・ポリシーの、2) 臨床、研究、教育に問題意識、課題を持ち、科学的に証明し、健康、障害回復に貢献する意欲のある人、3) <u>保健・医療を基盤とした実践的リーダー、管理者、大学の教員、教育研究者を目指す人が対象となる。</u></p>	<p>2) 社会人入試 (略)</p> <p>3年以上の経験がある人が該当するため、臨床実習指導者、新人教育のプリセプターから、10年以上の経験者も考慮してリーダーの養成、学校での専門教育の教員などが該当する。アドミッション・ポリシーの、2) 臨床、研究、教育に問題意識、課題を持ち、科学的に証明し、健康、<u>障害回復に貢献する意欲のある人</u>、3) <u>保険・医療を基盤とした実践的リーダー、管理者、大学の教員、教育研究者を目指す人が対象となる。</u></p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (P. 38)

新	旧
<p>『演習室および実験実習室の特徴』 (略)</p> <p>◎実験実習室</p> <p>医療学部については、全体で41室、うち38室は各学科の専用教室で、別途3学科共通の実験実習室を2室確保している。</p> <p>看護学部については生活支援、療養・広域支援、次世代育成支援3室を設置している。</p>	<p>『演習室および実験実習室の特徴』 (略)</p> <p>◎実験実習室</p> <p>医療学部については、全体で41室、うち38室は各学科の専用教室で、別途3学科共通の実験実習室を2室確保している。</p> <p>看護学部<u>で</u>については生活支援、療養・広域支援、次世代育成支援3室を設置している。</p>

(是正事項) 大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 (M)

4. 【第一次専門審査意見 10 への回答について】

「審査意見への対応を記載した書類 (6 月) (本文)」及び「学生の確保の見通し等を記載した書類 (資料)」の「資料 13」では、本学と基本理念を同一とする国際医療福祉大学大学院における関連グループ職員の入学者数や修了者の就職先に関する説明に留まっており、本研究科が養成する人材の社会的需要に関する具体的な説明や関連する資料は示されていないため、依然として本研究科が養成する人材に対する社会的需要が客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づいて説明されているとは判断することができない。このため、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」において、地域特性や全国的な社会的背景を理由に本研究科の設置の必要性を説明していることを踏まえ、本研究科が養成する人材の社会的需要について、客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づき、明確に説明すること。

(対応)

審査意見 4. を踏まえ、以下のとおり説明、追記する。

(説明)

本研究科が養成する人材の社会的需要については、「学生の確保の見通し等を記載した書類 (本文)」に「【2】人材需要の社会的な動向等」という項目を設けて述べているところであるが、以下のとおり補足説明するとともに、当該項目に「(3) 本大学院の必要性と養成する人材の社会的需要の分析」という事項を設け追記する。さらに、「学生確保の見通し等を記載した書類」に資料を追加する。

まず、医療・福祉サービスを担う人材を確保することの重要性については、令和 4 年度厚生労働白書の「第 1 部 社会保障を支える人材の確保」に「第 2 章 担い手不足の克服に向けて」(<https://search.app/AnkWF6d55fbAffW79>) と題した章が立てられ、その第 1 節において、「1 医療・福祉サービスの提供の在り方及び人材確保に関する今後の方向性」、「2 ケアの質の確保や職員の負担軽減を実現する取組の推進」といった項目が設けられ、チーム医療・チームケアの推進や多様な人材の参入促進等が必要である旨の報告・提言がなされている。

次に、大学院については、「次期教育振興基本計画について (答申) 令和 5 年 3 月 8 日 中央教育審議会」(https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_soseisk02-000028073_1.pdf) の「IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策」の「目標 5 イノベーションを担う人材育成」において「○大学院教育改革」と銘打って、「「3 つの方針」に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を、行政・産業界等とも連携しつつ推進する。」旨の提言がなされており、大学院教育の充実是最優先で取り組むべき重要な課題であることが示されている。

このような社会的背景のもとで、福岡国際医療福祉大学は、チーム医療・チームケアの推進に資するとともに、保健医療学等全般にわたる幅広く質の高い知識と技能、教育能力並びに高い倫理観・探求心・向上心を備えた研究者、及び臨床での指導者として教育機関、研究機関並びに病院や施設などの医療福祉の現場で活躍できる指導者を育成すべく、164 万人の人口を擁する福岡市に理学療法学分野、作業療法学分野、視能訓練学分野及び看護学分野を網羅した本研究科を設置しようとするものである。

医療福祉系の大学院の九州北部・中部地域における設置状況については、「【審査意見資料 1】九州北部・中部における大学院を有する看護・リハビリテーション系大学」のとおりである。福

岡県内には、本学の姉妹校である国際医療福祉大学の大川キャンパスを除けば、医療福祉系の大学院を擁する大学が8校あるが、すべて看護学分野のみであり、理学療法学、作業療法学及び視能訓練学などのリハビリテーション系の分野を網羅した大学院はない。本研究科は、上述のとおり理学療法学分野、作業療法学分野、視能訓練学分野及び看護学分野を網羅しており、福岡県内に15のグループ関連施設を有している。これら15の施設の医療福祉関連の職員に学び直しの機会を提供し、臨床での指導者を養成する機関として本研究科が必要であるものと考えている。

さらに、本研究科の必要性と養成する人材の社会的需要について調査するため、令和6年9月10日（火）から12日（木）にかけて上述の15のグループ関連施設と本学学部生の就職先に対するアンケート調査を実施した（【審査意見資料2-1】大学院設置 就職先アンケート、【審査意見資料2-2】大学院設置 就職先アンケート集計結果）。

アンケートは、本研究科の内容や特徴、教育目標について丁寧に説明したうえで行った。137機関190名の採用担当者に対してアンケート調査を実施したところ、105件の回答を得た。

本研究科が必要だと思うかとの質問に対しては、98件（93.3%）の「必要だと思う」との回答を得た。また、本研究科の修了者を採用するかどうかの意向を踏まえ、求人票を送るかとの質問を設けた。これに対しては、89件（84.8%）の「送る予定」との回答を得た。当該回答は、採用の意向があるものと認識している。

アンケート調査はWebにより無記名で実施したものであり、採用担当者から何らの忖度や配慮のない意見をもらえたものとして、このアンケート結果はたいへん貴重で、また客観性と具体性を具備した信頼性の高いものであると考えている。また、この結果は本研究科への社会からの期待値を表すものとして真摯に受け止めている。

以上のことから、本研究科の必要性と養成する人材に対する社会的需要は十分にあるものと考えており、今後も適切な大学運営に努めていく所存である。

（新旧対照表）学生確保の見通し等を記載した書類（本文）(P.9)

新	旧
<p>(2) 既設学科の定員充足の状況および中長期的な入学対象人口の地域的動向分析 (略)</p> <p>(3) <u>本大学院の必要性と養成する人材の社会的需要の分析</u> <u>まず、医療・福祉サービスを担う人材を確保することの重要性については、令和4年度厚生労働白書の「第1部 社会保障を支える人材の確保」に「第2章 担い手不足の克服に向けて」</u> <u>(https://search.app/AnkWF6d55fbAffW79) と題した章が立てられ、その第1節において、「1 医療・福祉サービスの提供の在り方及び人材確保に関する今後の方向性」、「2 ケアの質の確保や職員の負担軽減を実現する取組の推進」といった項目が設けられ、チーム医療・チームケアの推進や多様な人材の参入促進等が必要である旨の報告・提言がなされている。</u> <u>次に、大学院については、「次期教育振興基本計画について(答申) 令和5年3月8日 中央教育審議会」</u> <u>(https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_oseisk02-000028073_1.pdf) の「IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」の「目標5 イノベ</u></p>	<p>(2) 既設学科の定員充足の状況および中長期的な入学対象人口の地域的動向分析 (略)</p>

ーションを担う人材育成」において「○大学院教育改革」と銘打って、「3つの方針」に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を、行政・産業界等とも連携しつつ推進する。」旨の提言がなされており、大学院教育の充実是最優先で取り組むべき重要な課題であることが示されている。

このような社会的背景のもとで、福岡国際医療福祉大学は、チーム医療・チームケアの推進に資するとともに、保健医療学等全般にわたる幅広く質の高い知識と技能、教育能力並びに高い倫理観・探求心・向上心を備えた研究者、及び臨床での指導者として教育機関、研究機関並びに病院や施設などの医療福祉の現場で活躍できる指導者を育成すべく、164万人の人口を擁する福岡市に理学療法学分野、作業療法学分野、視能訓練学分野及び看護学分野を網羅した本大学院を設置しようとするものである。

医療福祉系の大学院の九州北部・中部地域における設置状況については、【資料17-1】のとおりである。福岡県内には、本学の姉妹校である国際医療福祉大学の大川キャンパスを除けば、医療福祉系の大学院を擁する大学が8校あるが、すべて看護学分野のみであり、理学療法学、作業療法学及び視能訓練学などのリハビリテーション系の分野を網羅した大学院はない。本大学院は、上述のとおり理学療法学分野、作業療法学分野、視能訓練学分野及び看護学分野を網羅しており、福岡県内に15のグループ関連施設を有している。これら15の施設の医療福祉関連の職員に学び直しの機会を提供し、臨床での指導者を養成する機関として本大学院が必要であるものと考えている。

さらに、本大学院の必要性と養成する人材の社会的需要について調査するため、令和6年9月10日（火）から12日（木）にかけて上述の15のグループ関連施設と本学学部生の就職先に対するアンケート調査を実施した【資料17-2,3】。アンケートは、本大学院の内容や特徴、教育目標について丁寧に説明したうえで行った。137機関190名の採用担当者に対してアンケート調査を実施したところ、105件の回答を得た。

本大学院が必要だと思うかとの質問に対しては、98件（93.3%）の「必要だと思う」との回答を得た。また、本大学院の修了者を採用するかどうかの意向を踏まえ、求人票を送るかとの質問を設けた。これに対しては、89件（84.8%）の「送る予定」との回答を得た。当該回答は、採用の意向があるものと認識している。

アンケート調査はWebにより無記名で実施したものであり、採用担当者から何らの付度や配慮のない意見をもらえたものとして、このアンケート結果はたいへん貴重で、また客観性と具体性を具備した信頼性の高いものであると考えている。また、この結果は本大学院への社会からの期待値を表すものとして真摯に受け止めている。

【資料17-1】九州北部・中部における大学院を有する看護・リハビリテーション系大学

【資料17-2】大学院設置 就職先アンケート

【資料 17-3】大学院設置 就職先アンケート集計結果

以上から、本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻設立は地域および社会の要請であり、人材需要の動向を踏まえたものである。

以上から、本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻設立は地域および社会の要請であり、人材需要の動向を踏まえたものである。